

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年5月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100360 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200006 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑩までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑩までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑩までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 社における請求期間①及び⑥の標準賞与額を、それぞれ次の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

請求期間①及び⑥の第三欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
① 平成 21 年 8 月 10 日	17 万 6,000 円	18 万円
② 平成 21 年 12 月 8 日	18 万円	—
③ 平成 22 年 8 月 10 日	20 万円	—
④ 平成 22 年 12 月 16 日	21 万 5,000 円	—
⑤ 平成 23 年 8 月 10 日	20 万円	—
⑥ 平成 23 年 12 月 16 日	19 万 6,000 円	20 万円
⑦ 平成 24 年 8 月 10 日	22 万円	—
⑧ 平成 24 年 12 月 17 日	20 万円	—
⑨ 平成 25 年 8 月 12 日	20 万 9,000 円	—
⑩ 平成 25 年 12 月 16 日	19 万円	—
⑪ 平成 26 年 12 月 16 日	18 万 4,000 円	—

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 10 日
② 平成 21 年 12 月 8 日
③ 平成 22 年 8 月 10 日
④ 平成 22 年 12 月 16 日
⑤ 平成 23 年 8 月 10 日
⑥ 平成 23 年 12 月 16 日
⑦ 平成 24 年 8 月 10 日
⑧ 平成 24 年 12 月 17 日

- ⑨ 平成 25 年 8 月 12 日
- ⑩ 平成 25 年 12 月 16 日
- ⑪ 平成 26 年 12 月 16 日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑪まで（次の表の第一欄に掲げる期間）について、請求者が提出した賞与明細書により、請求者は、事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑪までの標準賞与額について、前述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
① 平成 21 年 8 月 10 日	17 万 6,000 円	18 万円
② 平成 21 年 12 月 8 日	18 万円	—
③ 平成 22 年 8 月 10 日	20 万円	—
④ 平成 22 年 12 月 16 日	21 万 5,000 円	—
⑤ 平成 23 年 8 月 10 日	20 万円	—
⑥ 平成 23 年 12 月 16 日	19 万 6,000 円	20 万円
⑦ 平成 24 年 8 月 10 日	22 万円	—
⑧ 平成 24 年 12 月 17 日	20 万円	—
⑨ 平成 25 年 8 月 12 日	20 万 9,000 円	—
⑩ 平成 25 年 12 月 16 日	19 万円	—
⑪ 平成 26 年 12 月 16 日	18 万 4,000 円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑪までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び⑥について、請求者が提出した賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を上回っていることから、当該期間の標準賞与額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賞与明細書によると、請求者は、第三欄に掲げる訂正後の標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前

の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100401 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200007 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 19 年 9 月から同年 11 月まで、平成 20 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月から同年 11 月まで、平成 20 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 9 月から同年 11 月まで、平成 20 年 2 月及び同年 3 月の第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 19 年 4 月から同年 8 月まで	20 万円	34 万円	—
平成 19 年 9 月から同年 11 月まで	20 万円	28 万円	32 万円
平成 19 年 12 月及び平成 20 年 1 月	20 万円	32 万円	—
平成 20 年 2 月及び同年 3 月	20 万円	36 万円	38 万円

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日まで

請求期間の年金記録の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違しているため、給与の支給総額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者が提出した給与明細書並びに請求者及び A 社が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二

欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 19 年 4 月から同年 8 月まで	20 万円	34 万円	—
平成 19 年 9 月から同年 11 月まで	20 万円	28 万円	32 万円
平成 19 年 12 月及び平成 20 年 1 月	20 万円	32 万円	—
平成 20 年 2 月及び同年 3 月	20 万円	36 万円	38 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の本請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 19 年 9 月から同年 11 月までの期間、平成 20 年 2 月及び同年 3 月については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100308 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 10 月 31 日から同年 12 月 1 日まで

A 事業所に平成 18 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 10 月 31 日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると請求者の A 事業所における同資格の喪失年月日は、平成 18 年 10 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によると、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主は、資料の所在は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間において、A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の勤務期間及び勤務実態について、請求者の主張を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。